

東京サステナブルワーク企業登録 登録基準要件確認シート

【基本参加条件】

- ・東京都内に事業所を有すること
- ・常時雇用する労働者が2人以上300人以下の企業又は一般社団法人、一般財団法人等であること
- ・賃金や労働時間等に関する労働関係法令を遵守していること
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと
- ・暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）、暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと

	●必須 ○選択	評価項目	確認方法	確認項目
1	●	サステナブルな働き方・くらし方の普及	HP等に公表したページを提示	当事業で作成する書類【未来の働き方取組宣言】をHP等で公表すること ※【未来の働き方取組宣言】につきましては、お申込み時にいただく要件項目に合わせて作成し、お渡しさせていただきます。
2	●	残業の少ない働き方の実現	申告	全正社員の前事業年度／月間総実労働時間について180時間以下であること
				月平均170時間以下（みらワカプラス登録必須項目）
				月平均180時間以下（みらワカ登録必須項目）
3	○	休暇をとりやすい働き方・くらし方の実現	申告	全正社員の前事業年度の平均年休取得率が75%以上であること 例）付与日数20日の場合、15日以上
4	○	本人が望まない転勤のない働き方・くらし方の実現	就業規則	全正社員を対象に、下記のような転勤に配慮する制度が整備されていること
				転勤を伴う業務の社内公募制度
				転勤に伴う特別手当制度（引越代以外の特別手当）
				配偶者の転勤に伴う制度 その他（転勤可否を選択できる制度等）
5	○	多様な働き方の実現	就業規則	全従業員を対象に、下記いずれかの制度が整備されていること
				フレックスタイム制
				週休3日制
				短時間勤務制度
				勤務地限定制度
職務限定制度				
				所定労働時間週35時間以内（所定労働時間が9:00～17:00等が該当）
6	○	テレワークの推進	就業規則	全従業員を対象に、テレワーク勤務制度が整備されていること
7	○	副業・兼業の推進	就業規則	全従業員を対象に、副業・兼業制度が整備されていること
8	○	働く人たちの能力を生かせる賃金・処遇制度の実現	人事評価制度 給与規程 職務記述書 役割基準書	全従業員を対象に、職務(ジョブ型)・役割に応じて等級が定義され、報酬がきまっていること
9	○	働きやすい就業環境の実現	申告	全従業員の前事業年度の離職率が10%未満であること
10	○	高齢者の就業促進	就業規則	全正社員を対象に、以下のいずれかの制度（高年齢者就業確保措置）が整備されていること
				70歳までの定年引上げ
				定年制の廃止
				70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度等）
				70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度
70歳まで継続的に社会貢献事業に従事できる制度				